

平成 28 年 3 月 30 日

ST マーク使用許諾契約者各位

一般社団法人 日本玩具協会

### 風船に取り付けられているマウスピースの引張試験について

ST基準は、風船(主にジェット風船、ロケット風船など)に取り付けられている分離不可能なマウスピース(吹口)について、トルク試験、引張試験を行った後、小部品に該当するいかなる物体も放出してはならないと規定しています。

(ST基準第1部4.22項「口で操作する玩具」 d)

今般、ST基準判定会議で審議し、当該マウスピースに対する引張試験の実施方法について、下記を確認しましたので通知致します。

### 記

「風船に取り付けられている分離不可能なマウスピース」の引張試験の実施方法は、下記①②の手順を踏むものとする。

#### ① 原則として、風船の「中間地点」を掴んで引張試験を行う。

マウスピース(吹口)が外れた場合、又は、風船が破断して小部品になる場合は不適合とする。

上記のような結果が生じなかった場合は、更に別の検体を用いて下記②の試験を行い、基準への適合性を確認するものとする。

#### ②風船の「吹口の近く」を掴んで引張試験を行う。

吹口が外れた場合は不適合とする。

風船は破断したが、吹口が外れない場合は4.22項d)に適合すると判断する。

(但し、風船が破断する場合は、ゴムの厚みにバラつきがあると思われるので、メーカーサイドのリスクアセスメントとして、自社の責任でゴムの平均肉厚を計測し、品質管理を図ることが望ましい。)

(注) 当該商品について適当と考えられるときには、検査機関の判断により、上記①②の試験の順番を逆転させ、その結果を踏まえて試験の二度手間を省くことが認められる。

**【参考】 玩具安全基準書ST-2016第1部**

**4.22 口で操作する玩具**

口で操作する玩具は、次の要求事項に適合すること。

- a) 口で操作する玩具及び口で操作する玩具に付いた取外し可能なマウスピースは、5.2(小部品試験)に従って試験したときに、小部品円筒内に完全に収まってはならない。
- b) 口で操作する玩具に付いた分離不可能なマウスピースは、5.22.5(トルク試験)及び 5.22.6.1(引張試験 - 一般)に従って試験したときに取り外せた場合、5.2(小部品試験)に従って試験したときに、小部品円筒内に完全に収まってはならない。
- c) ホイッスルの中の球体又は鳴り物の中のリードなど、遊離した部品を含む口で操作する玩具は、5.18(口で操作する玩具の耐久性)に従って試験したときに、5.2(小部品試験)に従って試験したとき小部品円筒内に完全に収まってしまういかなる物体も放出してはならない。
- d) 風船に取り付けられている取外し可能なマウスピース、又は分離不可能なマウスピースは、4.22 a)及び 4.22 b)の要求事項に適合すること。(4.5.6も参照)

**【問合せ先】**

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 Tel03-3829-2513)までお問合せ下さい。